

資料 3



精神障害者に対する支援について

厚生労働省社会 • 援護局障害保健福祉部精神 • 障害保健課

1. 現状と課題

- 精神障害の有無や程度に関わらず誰も安心して自分らしく暮らすことができるよう、本年3月の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた基本的な考え方、重層的な連携による支援体制の構築、精神保健医療福祉・住まい・ピアサポート等の同システムを構成する要素等について、今後の方向性や取組が整理された。
- 〇 また、同報告書では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、必要な諸制度の見直し、具体的な取 組についての検討の必要性についても指摘されている。具体的には、以下の諸点が挙げられる。
 - 支援体制について、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。精神保健に関わる業務の市町村の位置付けを見直し、市町村が精神保健に関する相談指導等について積極的に担えるよう、必要な環境整備を行うべきである。
 - ・ 「本人の困りごと等」に関する多職種・多機関の情報共有について、個別支援の場においては精神障害を有する方等の意向を確認し た上で情報共有を図ること、協議の場といった地域の基盤整備に係る議論をする場においては守秘義務の担保を前提とする等の観点が 重要である。
 - · 精神科医療機関には、入院中の精神障害を有する方等が地域で安心して生活することができるよう退院後支援を推進する役割もある。 精神障害を有する方等へのわかりやすい説明や意思決定の支援等を含めた権利擁護のための取組の更なる充実を図ることが求められる。
 - · 精神障害を有する方等の地域生活を支えるための重要な基盤の一つとして、精神科救急医療体制を整備することは、誰もが必要な時に適切な精神医療を受けることができる体制を構築する観点から特に求められており、必要な諸制度による手当てを行う必要がある。
 - ピアサポーターには多職種との協働により、専門職等の当事者理解の促進及び意識の変化や支援の質の向上、普及啓発や教育、精神保健相談、意思決定支援等に寄与することが期待される。
- さらに、同報告書では、これまで精神保健医療福祉領域で課題とされている、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院 に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援や患者の意思に基づいた退院後支援のあり方等の事項については、別途、検討が行われるべき であるとされている。

2. 今後に向けた対応方針

〇 現場の関係者や有識者、当事者・家族等からなる「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を開催し、地域包括ケアシステムを構築する観点から、上記指摘事項等について議論する。

「検討会の概要〕

実施時期:令和3年10月上旬目途~令和4年夏目途

構 成 員: 医療関係者、福祉関係者、当事者・家族、行政関係者、学識経験者 等

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に係る検討会」報告書(概要)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書(概要) (令和3年3月18日)

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等(以下 「精神障害を有する方等」とする。)の**日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要**がある。また、**精神** 保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の 単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な事項

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、**精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的 な連携による支援体制を構築**する。
- 「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが 生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であり、「**精神障害にも対応し た地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」と解され、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせな いものである。**
- 重層的な連携による支援体制は、**精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマ** ネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制である。
- 同システムにおいて、精神障害を有する方等が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、**精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、メンタルへルス・ファーストエイドの考え方を活用する等普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要**である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

地域精神保健及び障害福祉

- 市町村における**精神保健に関する相談指導等 について、制度的な位置付けを見直す**。
- 長期在院者への支援について、市町村が精神 科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可 能な制度の説明等を行う取組を、制度上位置付 ける。

精神医療の提供体制

-) 平時の対応を行うための「かかりつけ精神科 医|機能等の充実を図る。
- 精神科救急医療体制整備をはじめとする精神 症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により 危機的な状況に陥った場合の対応を充実する。

住まいの確保と居住支援

- 生活全体を支援するという考えである「居住 支援」の観点を持つ必要がある。
- **入居者及び居住支援関係者の安心の確保**が重 要。
- 協議の場や居住支援協議会を通じた**居住支援 関係者との連携を強化する**。

社会参加

- 社会的な孤立を予防するため、 地域で孤立しないよう伴走し、支 援することや助言等をすることが できる支援体制を構築する。
- 精神障害を有する方等と地域住 民との交流の促進や地域で「はた らく」ことの支援が重要。

当事者・ピアサポーター

- ピアサポーターによる精神障害 を有する方等への支援の充実を図 る。
 - 市町村等はピアサポーターや精神障害を有する方等の、協議の場への参画を推進。

精神障害を有する方等の家族

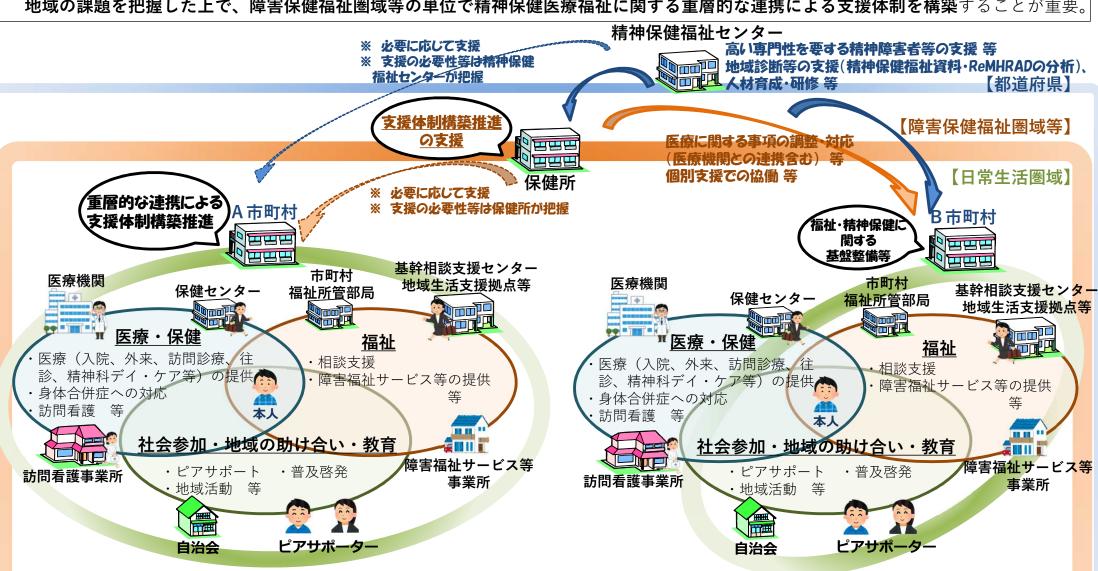
- 精神障害を有する方等の家族に とって、必要な時に適切な支援を 受けられる体制が重要。
-) 市町村等は協議の場に家族の参 画を推進し、わかりやすい相談窓 口の設置等の取組の推進。

人材育成

○ 「本人の困りごと等」への相談 指導等や伴走し、支援を行うこと ができる人材及び地域課題の解決 に向けて関係者との連携を担う人 材の育成と確保が必要である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割の整理

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向かっていく上では、欠かせないものであり、精神障害の有無 や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築することが適当。
- 構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、**市町村などの基礎自** 治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや 地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書(概要)

(令和3年3月18日)

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基本的な考え方、重層的な連携による支援体制の構築、普及啓発の推進並びに 精神保健医療福祉、住まい及びピアサポート等の同システムを構成する要素についての検討を行い、今後の方向性や取組につい て取りまとめた。同システムのさらなる推進を図るため、必要な諸制度の見直し、障害福祉計画や令和6年度からの次期医療計 画への反映及び必要な財政的方策等も含め、関係省庁及び省内関係部局との連携を図りつつ具体的な取組について検討を行い、 その実現を図るべき。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な事項

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基本的な考え方

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、<u>精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる</u> よう、重層的な連携による支援体制を構築する。
- 「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、 一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であ り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム|は「地域共生社会|を実現するための「システム|「仕組み|である。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの考え方や実践は、<u>地域共生社会の実現に資する各種の取組との連携を図り、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築にも寄与するものであり、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないもの</u>である。

2. 重層的な連携による支援体制の考え方と構築

- 重層的な連携による支援体制は、<u>精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情</u> 報提供等やマネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制である。
- 重層的な連携による支援体制は、<u>精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要</u>がある。また、市町村の規模や資源によって支援にばらつきが生じることがないよう、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により、精神障害を有する方等のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。
- 重層的な連携による支援体制を構築するためには、<u>精神障害を有する方等の「本人の困りごと等」やそれに対する支援の積み重ね(個別支援)が不可欠</u>である。<u>個別支援に共通する課題から地域課題を抽出し、</u>保健、医療、福祉関係者等による協議の場において、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族や居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し議論をすることが基本となる。

3. 普及啓発の推進

- 精神疾患の早期発見・早期対応を促進し、また、精神障害を有する方等が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その 疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、<u>精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進す</u> ることは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築において最も重要な要素の一つである。
- これまで様々な手法を用いて取り組まれているが、精神疾患や精神障害に関する国民の理解が進んでいるとは言い難く、精神障害に対する差別や偏見は依然として課題であることから、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用する等普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

1. 地域精神保健及び障害福祉

- 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが困りごと等を抱えた際に相談しやすい地域づくりをしていくことが求められており、<u>市町村に</u> おいては精神障害を有する方等や地域住民の身近な窓口として、地域精神保健の活動としての相談指導等の充実を図るとともに、障害福祉 や介護・高齢者福祉、生活困窮者支援、児童福祉や母子保健、教育、労働、住宅等における事業との連動を意識していくなどの取組が重要。
- 重層的な連携による支援体制の構築では、<u>精神障害を有する方等の「地域生活」を支えるものであり、身近なところで必要なときに適切な支援を提供すること</u>が求められる。<u>市町村において、</u>福祉だけではなく、<u>精神保健も含めた相談指導等に取り組むことが重要</u>であることから、市町村における精神保健に関わる業務の制度上の位置付けを見直し、積極的に担える環境整備を行うべき。
- 地域精神保健及び障害福祉の具体的な取組の一つとして、<u>長期在院者に対する支援については、地域の体制整備や福祉の課題</u>でもあることから、<u>市町村等と精神科病院、精神保健医療福祉に携わる地域の関係機関の連携を前提</u>とし、市町村が精神保健福祉センターや保健所の支援の下、長期在院者へ訪問し、利用可能な制度や障害福祉サービス等に関する説明及び支援等を行う取組を制度上位置付けることが必要。
- 精神障害を有する方等や地域住民が精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により危機的な状況に陥った場合の対応について、適切な精神保健医療福祉の支援につなげる観点から、精神障害を有する方等の同意を基本とした精神保健福祉センターの支援等の下に行う、<u>保</u> <u>健所や市町村保健センターからの訪問等による支援の充実を図る</u>ことや、危機等の状況に応じて市町村が、地域の精神科診療所等の精神科 医等の協力を得て、自宅等への訪問支援を行う専門職等から構成されるチームを編成し、訪問支援の充実に取り組むべき。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神医療

- 精神医療の提供体制の充実には、精神障害を有する方等の「本人の困りごと等」への支援を行う平時の対応を充実する観点と精神科救急 医療体制整備をはじめとする精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により危機的な状況に陥った場合の対応を充実する観点が重要。
- 精神障害を有する方等がかかりつけとしている精神科医療機関では、<u>①ケースマネジメントを含む、いわゆる「かかりつけ精神科医」機</u> <u>能を果たすこと、②地域精神医療における役割を果たすこと、③精神科救急医療体制に参画すること、④精神障害にも対応した地域包括ケ</u> アシステムの構築に資する拠点機能を果たすことが求められる。
- 精神科医療機関においては、<u>市町村や保健所における精神保健相談や訪問支援への積極的な協力</u>、<u>精神障害を有する方等の退院後支援の</u>
 <u>充実のため協議の場へのさらなる参画や退院支援委員会等を活用した地域援助事業者等との連携の強化、市町村等と連携した長期在院者へ
 の支援等が求められる。精神障害を有する方等の身体疾患への対応について、いわゆる「かかりつけ精神科医」と地域の精神科以外の診療
 科における「かかりつけ医」との連携の強化はもとより、「かかりつけ医」や精神科以外の診療科における医療従事者の精神疾患への対応
 力強化を図る研修等の取組も有効であると考えられる。</u>
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける<u>精神科救急医療体制は、精神障害を有する方等及び地域住民の地域生活を支えるための重要な基盤の一つ</u>であり、精神科医療機関は自院が提供可能な機能(入院、入院外)を明らかにするとともに、都道府県等との連携の下、精神科救急医療体制への積極的な参画が求められる。また、<u>日頃の診療に加え、精神障害を有する方等が危機等の状況に陥った際にど</u>のように対応して欲しいかを十分に把握の上協議し、時間外診療や往診等を含め可能な限りの対応の充実を図るべき。

3. 住まいの確保と居住支援の充実、居住支援関係者との連携

- 精神障害を有する方等誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう「本人の困りごと等」に寄り添い支援していくことについて、 <u>住まいの確保はもとより生活全体を支援するという考えである「居住支援」の観点を持つ</u>ことが必要。
- 住まいの確保と居住支援の充実については、<u>入居者の安心と賃貸住宅の貸し主、不動産業者の安心を確保していくことが求められ</u>、そのためには居住支援の充実とともに、協議の場や居住支援協議会を通じた居住支援関係者との連携の強化が重要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

4. つながりのある地域づくりと社会参加の推進

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおいて社会参加は、従前から就労とともに、社会参加を推進してきたことのほか、<u>社会参</u> 加の前提として、いかにして社会から孤立しないで済むようにするか、また、孤立している方々が社会とつながりたいときにつながること ができるかという観点でも仕組みの構築の検討が必要。
- 社会的な孤立を予防するために重層的な連携による支援体制には、精神障害を有する方等や地域住民が社会的な孤立の危機にあるといった時に<u>地域で孤立しないよう伴走し、支援することや助言等をすることができる機能が求められる</u>。また、普及啓発を通じ地域住民が精神疾患や精神障害に関する知識を持ち、精神障害を有する方等にとって身近な人が支援の輪に入るといった取組を推進する観点も重要。
- 地域で居住し「はたらく」ことを支援するためには、障害者総合支援法や介護保険法に基づくマネジメントの枠組みだけではなく、精神 障害を有する方等の思いや感情、生活など多様なものを考慮した上でのマネジメントが重要。

5. 当事者・ピアサポーター

- 重層的な連携による支援体制は、精神障害を有する方等にとって、<u>その意思や選択が尊重され、必要な時に適切な支援が受けられる体制</u>であることが重要であり、体制構築にピアサポーターや精神障害を有する方等の参画を求めていく。
- ピアサポーターがピアサポートの特性を活かし、<u>精神障害を有する方等を尊重した支援を実施するだけではなく、精神保健医療福祉に関わる多職種との協働により専門職等の当事者理解の促進及び意識の変化や支援の質の向上、普及啓発や教育、精神保健相談、意思決定支援</u>等に寄与することが期待される。
- 市町村等は日頃からピアサポーターや精神障害を有する方等との意見交換などを通じ、ピアサポーターや精神障害を有する方等が活躍できる環境の整備に努めるべきある。

6. 精神障害を有する方等の家族

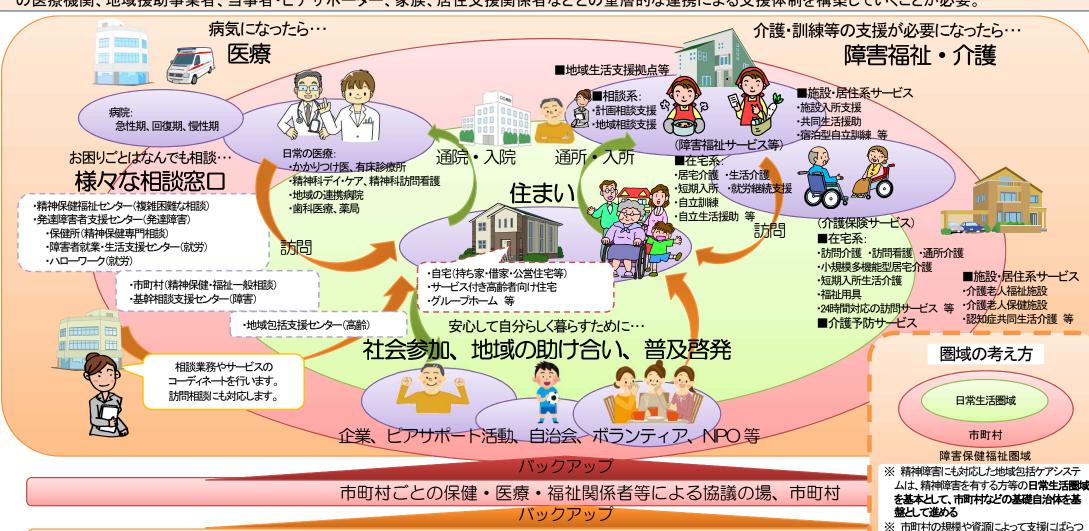
- 地域においては、未治療や治療中断、ひきこもりやメンタルヘルスの不調等様々な要因により、当事者、家族がともに孤立しているという課題がある。<u>市町村等は家族同士の交流の機会や場を提供するなど、家族支援に対し更なる取組の推進を図ることも重要。</u>また、精神障害を有する方等に関わる精神保健医療福祉の関係者が家族を支援する視点を持つことも必要。
- 重層的な連携による支援体制は、精神障害を有する方等の家族にとって、<u>必要な時に適切な支援を受けられる体制とすることが重要</u>であり、<u>市町村等は協議の場に精神障害を有する方等の家族の参画を推進</u>し、<u>家族のニーズを踏まえた家族支援の体制について話し合い</u>、これを踏まえ、わかりやすい相談窓口を設置していく等の取組の推進が求められる。

7. 人材育成

- <u>市町村における精神保健に関する相談指導等の充実が求められており、精神保健相談に対応できる人材の確保が必要</u>。具体的には、関係 機関と連携しながら精神障害を有する方等の「本人の困りごと等」への相談指導等や伴走し、支援を行うことができる人材や、地域課題の 抽出及び課題の解決に向けて、協議の場で関係者と協働できる人材の育成が求められている。
- 精神障害を有する方等を支援する者を育成する観点と、地域住民とともに学び合い地域づくりを推進する「その生活圏の人づくり」の観点から、地域で必要な人材をイメージし、地域の関係者と共有することが重要。そのため、人材育成に係る仕組みづくりにおいては、企画立案の段階から、保健・医療・福祉等関係者、居住支援関係者、当事者、ピアサポーター、家族等が協働していくことが重要。
- <u>介護・高齢者福祉、生活困窮者支援、児童福祉や母子保健、教育、労働、住宅等、市町村の行う各相談業務あたる職員に対する精神疾患</u> や精神障害に関する知識や対応力の向上を図る研修も必要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (イメージ)

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、 普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっ ていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神 障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他 の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、保健所

バックアップ

きが生じることがないよう、精神保健福祉セン

ター及び保健所は市町村と協働する

(参考) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会

平成29年2月にとりまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の理念が示されて以降、厚生労働省では、本システムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じた関係者間の重層的な連携による支援体制の構築に向けた取組を進めている。

本システムの構築に当たり、関係者による重層的な連携支援体制構築の更なる促進が必要であるところ、その取組に資することを目的として、「精神 障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」を開催する。

山本 腎

○ 検討の経過

開催日		検討事項 等
第1回	令和2年 3月18日	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目的について
第2回	5月22日 (持ち回り開催)	・自治体等における相談業務について ・精神医療に求められる医療機能について ・普及啓発について
第3回	7月31日	・精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループの開催について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける地域精神保健について
第4回	9月3日	・医療と障害福祉サービスの現状と課題について ・住まい支援のための医療保健福祉の連携について
第5回	10月26日	・当事者、家族の関わり ・社会参加(就労)について ・精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループの進捗について
第6回	12月17日	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する人材育成につ いて ・これまでの議論の整理
第7回	令和3年 1月22日	・地域精神医療について ・精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループのとりまとめ(報告)
第8回	2月15日	・都道府県・精神保健福祉センター・保健所・市町村の役割について ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書 (素案)について
第9回	3月4日	・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書(案)について

○ 構成員((五十音順、敬称略) ◎は座長 (令和3年3月18日現在)
氏名	所属・役職等
朝比奈ミカ	千葉県中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
伊澤 雄一	精神保健福祉事業団体連絡会 代表
岩上 洋一	一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会 常任理事
岡部 正文	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 理事
奥田 知志	全国居住支援法人協議会 共同代表
小幡 恭弘	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと) 事務局長
鎌田 久美子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
◎ 神庭 重信	九州大学 名誉教授
吉川 隆博	一般社団法人日本精神科看護協会 会長
小阪 和誠	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事
櫻木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会 常務理事
櫻田 なつみ	株式会社MARS ピアサポーター
田村 綾子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長
中島 豊爾	一般社団法人日本公的病院精神科協会 会長
長野 敏宏	特定非営利活動法人ハートinハートなんぐん市場 理事
野口 正行	全国精神保健福祉センター長会 常任理事
中原 由美	全国保健所長会 (福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監(保健所長))
長谷川 直実	公益社団法人日本精神神経科診療所協会
藤井 千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 部長
堀 裕行	岐阜県健康福祉部 次長
山太 腎	全国精神保健福祉相談員会副会長

(埼玉県飯能市健康福祉部障害者福祉課 主幹)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける 精神科救急医療体制整備

(精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ 取りまとめ)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療体制整備

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療体制は、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等及び地域住民の地域生活を支えるための重要な基盤の一つであり、入院医療の提供の他、同システムの重層的な連携による支援体制の中での対応、受診前相談や入院外医療により必ずしも入院による治療を要さない場合も念頭におきつつ、都道府県等が精神科病院等と連携しながら必要な体制整備に取り組むことが重要。

精神科救急医療の提供に係る機能分化

平時の対応・受診前相談

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシス テムにおける重層的な連携による支援体制 における平時の対応の充実
 - ▶ 保健所や保健センターからの訪問等、精神科 医療機関と保健所等の協力体制、相談体制の構 築、障害福祉サービス等の活用
- 精神医療相談窓口の設置、充実
- 精神科救急情報センターの設置、充実

入院外医療の提供

- かかりつけ精神科医等が時間外診療に対応
- 相談者のニーズに応じて往診、訪問看護が 可能
- 診療を行った上で、入院の要否に関する判 断を実施

入院医療の提供

-) 平時の対応、受診前相談、入院外医療の後 方支援の実施、原則、対応要請を断らない
- 措置入院、緊急措置入院への対応が可能
- 身体合併症(新型コロナウイルス感染症を 含む)への対応が可能
- ※ 地域の基幹的な医療機関が一元的に果たす場合 や医療機関間の連携による面的な整備により果た す場合も想定

【都道府県】精神科救急医療体制に関する評価指標を用いた整備状況の整理と評価、地域の実情に合わせた体制整備の推進

【国】精神科救急医療体制整備事業の充実等と指針の改正の検討、精神科救急医療体制に係る評価指標の検討及び提示

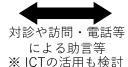
身体合併症対応の充実

○ 身体合併症対応を充実する観点から、都道府県等において精神科救急医療体制と一般の救急医療体制との連携の強化を図る。

精神科救急医療の提供現場における連携の促進

互いの救急医療体制の検討の場への参画

精神科救急 医療施設





精神科救急医療体制 連絡調整委員会等



+3

一般の救急医療体制 における会議体

→ 身体合併症対応における ご課題の共有、解決策の検討 等

当事者、家族の参画

○ 誰もが危機等の状況下においてもその意思が尊重され、必要なときに医療を受けられる体制となるよう、都道府県等における精神科救急 医療体制連絡調整委員会や精神科救急医療圏域ごとの検討部会に、当事者や家族が参画する。

精神科救急医療体制のイメージ

精神科救急医療体制連絡調整委員会及び精神科救急医療圏域ごとの検討部会で協議し、地域の実情に合わせて体制を構築する必要がある

精神科救急情報センター

保健センタ

訪問看護事業所

往診等

センターを介さない

病院群輪番型 常時対応型 身体合併症対応施設

保健所

訪問

精神障害を有する者等

地域住民

基幹相談支援センター 地域生活支援拠点等

短期入所等

入院医療の提供 病院群輪番型及び常時対応型による24時間365日対応 入院外医療の提供を担う医療機関等の後方支援(原則、対応要請を断らない) 措置入院・緊急措置入院への対応が可能 身体合併症への対応が可能(連携による面的整備を含む) 他科の医療機関 ※ 身体合併症対応等 ◆ ⇒救急医療情報センター等 ■消防、警察等 ※ 必ずしも精神科救急情報 入院外医療の提供 かかりつけ精神科医等による時間外診療、往診、訪問看護 夜間・休日診療(外来,輪番制) 外来对応施設 受診前相談

精神科救急情報センターでの受け入れ先調整 精神医療相談窓口での相談対応 等

保健所、保健センター等による訪問 等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 重層的な連携による支援体制における平時の対応

アクセス上の利便(当事者、家族に身近なところ)を考慮した対応 かかりつけ精神科医等による診療、訪問看護の提供等 地域精神保健や障害福祉サービス等の充実、活用

※ 精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループでの意見、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」(令和2年3月4日障発0304第2号)及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」 (令和2年4月13日医政地発0413第1号) 別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を参考に作成 12

医療機関

精神医療相談窓口

・かかりつけ精神科医

かかりつけ医

(参考) 精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ

精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11において、都道府県は夜間又は休日の相談対応や精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保する等地域の実情に応じて体制の整備を図るよう努めるものとされている。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築推進する観点から必要なときに必要な医療を受けることができる精神科救急医療体制の確保は重要であるが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会等において、精神科救急医療体制整備について種々の課題が指摘されていることを踏まえ、その整備のあり方について改めて検討するため、同検討会の下に精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループを設置し、開催する。

○ 検討の経過

開催日		検討事項 等
第1回	令和 2 年 8 月28日	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療の考え方について
第2回	10月2日	・精神科救急医療体制における基本的事項の整理について
第3回	11月13日	・精神科救急医療体制整備の方向性について
第4回	12月11日	・「神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ」報告書(案)について
_	令和3年 1月22日	「精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ」報告書取りまとめ

)	構成員	(五十音順、	敬称略)	◎は座長	(令和3年1月22日現在)
---	-----	--------	------	------	---------------

	氏名	所属・役職等					
	来住 由樹	一般社団法人日本公的病院精神科協会					
	小阪 和誠	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事					
	杉山 直也	一般社団法人日本精神科救急学会 理事長					
	辻本 哲士	全国精神保健福祉センター長会 会長					
	長島 公之	公益社団法人日本医師会 常任理事					
	長谷川 直実	公益社団法人日本精神神経科診療所協会					
	◎ 藤井 千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 部長					
	松井 隆明	公益社団法人日本精神科病院協会 理事					
	松本 晴樹	新潟県福祉保健部 部長					
	山本 賢	全国精神保健福祉相談員会 副会長 (埼玉県飯能市健康福祉部障害者福祉課 主幹)					

参考資料

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

令和3年度予算 : 584,453千円(令和2年度予算額:532,733千円)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和3年度予算: 40,821千円(令和2年度予算額: 40,821千円)

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。 <実施主体 > 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業
 - ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
 - ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等 (障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
 - ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。 <参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

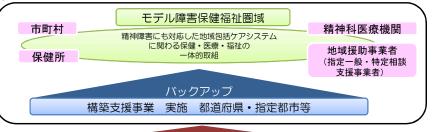
*

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築推進事業(事業①)

【事業内容】(1は必須)

- 1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 2. 普及啓発に係る事業
- 3. 精神障害者の家族支援に係る事業
- 4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- 5. ピアサポートの活用に係る事業
- 6. アウトリーチ支援に係る事業
- 7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- 8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
- 9. 精神医療相談に係る事業
- 10. 医療連携体制の構築に係る事業
- 11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する 研修に係る事業
- 12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
- 13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- 14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築支援事業(事業②)





◆ 個別相談・支援(電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国(構築支援事業事務局)

全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催、アドバイザー(広域・密着AD)合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業(※))

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、 国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、<u>5割等の補助率を確保し、</u>質の高い事業実施を図るもの。

☑都道府県

120

100

■ **障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて**、精神科病院等の医療機関、地域援助事業 者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、**地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築** に**資する取組を推進**する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】(1は必須、2~14は地域の実情に合わせて選択実施)

- 1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 2. 普及啓発に係る事業
- 3. 精神障害者の家族支援に係る事業
- 4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- 5. ピアサポートの活用に係る事業
- 6. アウトリーチ支援に係る事業
- 7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- 8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
- 9. 精神医療相談に係る事業

【これまでの実績】

10. 医療連携体制の構築に係る事業

20

- 11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
- 12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
- 13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- 14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

40

14自治体 平成29年度 9 5 0 №指定都市 49自治体 **~~~~26** 1112 平成30年度 5 ₩ 特別区 75自治体 33% 16 令和元年度 口保健所設置市 96自治体 令和2年度 41 16 19 109自治体 43 令和3年度 20

60

80

- (※1)特別区及び保健所設置市は平成30年度 より実施主体に追加
- (※2) <u>当該事業を活用していない都道府県等においては、</u>別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している

16

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等 密着)から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携 しモデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシス テムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1.アドバイザーの主な役割

<広域アドバイザー>

○ 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活か し、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等密着アドバイザーや都道府県等に対し相談・助言・支援を行う。

<都道府県等密着アドバイザー>

○ 保健・医療・福祉の計3名のアドバイザーが、所在の都道府県等を担当し、広域アドバイザー及び担当都道府県等の担当者と協 力しながらモデル障害保健福祉圏域における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

20

25

2.都道府県・指定都市・特別区の主な役割

- モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)の選定
- 都道府県等密着ADの選定・国への推薦

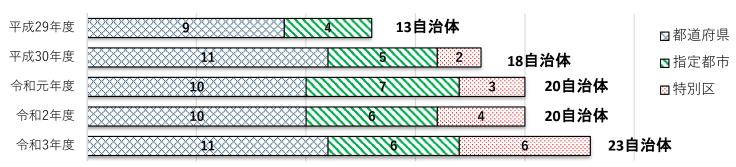
5

○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践

10

- 全国会議への参加
- 手引きの作成等、当事業への協力

【これまでの実績】



15

(※1) 特別区は平成30年度より参加主体に 追加

17